

第 問

第1. 設問1.

1. CはBに対して残代金5,000万円の支払を求めている。訴訟物は契約①に基づき売買代金支払請求権である。請求原因としてCは残代金支払請求権の存在とその弁済期の到来、そして令和2年7月25日にCB間でこの債権の売買契約があったことを主張する。

2. そこで、支払額を少なくしたいBとしては次の主張を有する。その成否を合わせて検討する。

ⅰ. 損害賠償請求との相殺。

(1). ~~引渡~~引渡された売買契約の目的物に契約内容に適合しない品質があった場合、売主は契約不適合責任を負い、その一環として損害賠償責任を負う(民法(以下省略)564条、415条)。(415条)

損害賠償責任の要件は、①債務の存在、②①の不履行、③損害の発生、④③と②の因果関係にある。

本件についてこれをみると、契約①の内容からは、乙建物が特に優れた防音性能を具備していることが定められていた(①)。しかし、乙はそのような防音性能はなかった(④)。そのため、Bは防音性能を乙に備えさせ

これも債務の不履行と損害の発生との因果関係は成り立つ

第 問

るための工事をやらなければならず、その工事代金が損害である(③、④)。これは通常発生する損害として賠償範囲に含まれる(416条1項)。

(2). 次にBは、以上の請求と相殺があるとしてCに支払を拒否する主張をなしている。そこで、469条2項1号は、対抗要件具備時前条の原因に基づいて生じた債権を以て相殺の対抗をなすことを定めているから、これに依ることも言う。

本件において、対抗要件は令和2年7月30日に具備している。他方、上述の損害賠償請求権が発生する原因となったのは乙の品質の不適合が原因であり、それは令和2年5月20日の契約①の締結時点でも存在していた。よって、469条2項1号を引く。

(3). また、相殺は、同種下弁済期の到来に債権について、相殺の意思表示があることにより成立する(505条1項、506条1項)。残代金5,000万円の支払と上述の損害賠償請求権には期限のない債権であるが成立と同時に弁済期が到来している)はこれに弁済期にある。

第 問

(4) 以上より、Bは相殺の意思を表示せず
この代金を減額不足。

4. 代金減額請求権の行使

(1) 前述の契約不適合責任の一環として、

~~代金減額請求権の行使~~ **日付が明記されていない。**
減額請求権の行使権を行使できる。

案件は、562条の追完請求権を行使し、

相殺の期間が経過しても履行がない
ことである。

本件についてこれをみると、BはAに対し
令和2年10月10日以降、工事の遅延を原因に
補修工事をするよう請求しているが、

令和2年10月30日現在、その回答はない。

~~20日~~ 20日あれば回答は可能であると見

られ、また上記の請求は562条1項に
基づくものである。よって、563条1項をみたし、

Bは代金減額請求権を持つ。

(2) 以上、BはこれとCに主張できるが、468条1項

は対抗要件具備時までの事由を対抗

できることを定めるが、代金減額請求

令和2年10月30日以降に生じた事由である。

(3) よって、Bは代金減額請求を以てCに

対抗することはできない。

第 問

第2-1 設問2(1)

1. 分割によって公道に通いやすい土地が確保されたこと、

その土地の新築は、公道に面する土地に

その分割後の新築地と通行できる(213条1項)。

ただし、通行の端折が公道に面する土地に

最も少ないものでなければならず(211条1項)。

211条1項の趣旨は213条1項にも適用される。

2. ~~また~~ 本件で甲、丙は同一筆の土地であった

が分割により幾段地となり、213条1項に

対する部分は徒歩で公道に面する

ための通路なので、損害が最も少ないとみる。

また、通行権が認められる。

3. 他方で、C部分は自家用駐車場のために必要

なものである。しかし、自家用駐車場は敷地から

おいて駐車場に置くことができる。

公道にあるものの必要最小限といえる。

よって、C部分に通行権は認められない。

4. 以上から、A部分は正当、C部分は正当でない。

第2-2 設問2(2)

1. 土地収権取得。収権行為は家宅の目的に限り、

他人の土地を自己の用に供する目的で

取得する(280条1項)。

係争を負う片断取得は、正当な主張

が認められる。

(第 問)

また、梨崎国の締結時にも同席者等として代理権があるものがある。このように無権代理人と利害関係をもとにし、かつ産物の外觀作りに貢献した者は無権無理人の責任を負う。

(3) 以上より、Gは銀行の責任(117条)を負う。Bの納税登記簿を提出せしめられる。

以上

(第 問)